

独立行政法人水資源機構
平成15年度業務実績評価調書

平成16年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		認定	評定理由	意見
中期計画	平成15年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	・ 同左			
<p>・ 利水者との意見交換、流域に関する勉強会の実施、広報の充実等を柱とした「アクションプログラム」実施。</p> <hr/> <p>(1)機動的な組織運営 機動的な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本社：利水者窓口の明確化を図る組織、経営戦略を担う組織、事業実施から負担金調整までの業務を一貫して担う組織整備 ・ 支社・局：利水者対応窓口機能の強化 ・ プロジェクトチーム等の活用 ・ 総合事業所（総合管理所）化等による効率的な組織整備 ・ 近隣事務所間の統合 <p>新人事制度の導入・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能力等級制度、評価制度等導入 ・ 評価結果を給与、人員配置等に反映する新人事制度導入 ・ 運用後の改善点等の検討、適正な運用 <p>職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OJT、任用、研修、自己研鑽等を通じた人材育成プログラム作 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本社：利水者サービス課、経営企画部、ダム事業部及び水路事業部の各組織を整備 ・ 中部支社、関西支社、吉野川局及び筑後川局に利水者サービス担当課設置 ・ 同左 ・ 本社に事務合理化担当調査役設置 ・ 研修所と試験研究所を統合し技術研究研修センター設置 ・ 同左 ・ 同左 ・ 評価者トレーニング実施 ・ 同左 	3	<p>「アクションプログラム」の実施、本社、支社等への利水者サービス担当課の設置等中期計画に基づく措置により機動的な組織運営に積極的に取り組んでいる。また、能力等級制度、評価制度等の新人事制度の導入、人材育成プログラムの作成等が計画に従って着実に実施されている。</p> <p>これらに加え、管理所組織のフラット化が実施されるとともに、新人事制度については、全職員を対象とした4ヶ月間の試行を経て問題点を抽出し、制度の改善が図られており、特に優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>「組織のフラット化（課・係体制の廃止）」は、年度計画にも明記されていない積極的な取り組みであり、今後の効果・成果が期待される。ただし、この目的や年度の成果の説明は抽象的であり、具体的な目標や、それと密接に関連する今後評価すべきポイントを明確に記述すべきである。</p> <p>「学習会」や「出前講座」については、過剰労働によって安全性が損なわれないよう配慮する必要がある。</p>

<p>成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構業務に関連する公的資格保有率向上（1.0 1.2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信講座等の各種情報提供等、職員が自己研鑽しやすい環境整備 			
<p>(2)効率的な業務運営</p> <p>情報化・電子化による業務改善</p> <p>1)人事システムの総合システム化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人事制度導入に伴う人事システム更新 ・電子申請システム開発 <p>・BPR（ITを活用した業務プロセスの再構築）による業務プロセスの簡素化、人事システムと自動連携した人事総合システム</p> <p>2)知識活用（ナレッジ）システムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知識活用（ナレッジ）システムの対象職員割合拡大（概ね50% 100%） <p>3)CALS/ECの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CAD（電子作図システム）、GIS（地理情報システム）などシステムの統一化及びインターネットを利用した情報共有化推進 ・電子納品対象契約額変更（6,000万円以上 500万円以上）、契約額500万円以上の電子納品の割合拡大（6% 100%） <p>組織間の役割分担の見直しと業務の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社、支社、局及び事務所との 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム評価等を行い、これら結果を基に設計 ・電子申請システムについては、使用頻度の高い申請（30/116 帳票）業務について開発を行い、試験運用を開始。 ・BPRによる業務プロセス簡素化 ・技術系分野全般のQ & Aコミュニケーション拡大 ・全職員の業務経歴、得意分野等のDATA入力、試行開始 ・CAD（電子作図システム）製図基準工種を拡大（4工種 14工種） ・インターネットを利用した情報共有化の実証実験 ・電子納品等に係る成果品利用方針の検討 <p>1)本社総務部会計課を廃止。</p>	<p>2</p>	<p>新人事制度に対応した人事システム及びこれと連携した電子申請システムによる人事総合システムの構築、知識活用（ナレッジ）システムの試行運用開始、CAD適用工種の拡大等、情報化・電子化による業務改善が図られている。また、年度計画に基づき業務の一元化を行い、一般管理部門（技術研究研修センターを除く）で10課室を廃止したことに加え、業務一元化（経理事務の合理化）の一環として一括総合振込を導入するなど経費縮減が図られている。外部委託についても、庁舎管理業務は100%、車両管理業務は98%の外部委託を実施している。</p>	<p>電子システムの実施は大変困難であり、開始した事実を高く評価したい。</p> <p>役割分担の見直しによって中央集中化、支社の機能低下とならないよう配慮する必要がある。</p> <p>「中期計画」にある「単純、定型的な業務」の内容がそもそも不明確だが、この性格を有する業務のすべてを外部委託しようとしたのか、一部なのか、さらにその選択の基準についての説明が必要。「庁舎管理、車両管理など」の「など」は何を指し、どの程度の量となるのか、なぜ外部委託しなかったのか、の概要の説明が必要である。（「庁舎管理、車両管理」の外部委託全体における位置づけを明確にすべき。）</p> <p>外部委託については、100%達成されていれば、簡単であっても高く評価すべきである。</p>

<p>間の役割分担を整理し、業務一元化</p> <p>外部委託の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎管理、車両管理など単純、定型的な業務は、概ね 100 % 外部委託 	<p>2) 経理課廃止（関西支社・筑後川局）</p> <p>3) 用地課廃止（関西支社・吉野川局）</p> <p>4) 工務課廃止（関西支社・吉野川局・筑後川局）</p> <p>5) 電気通信課・機械課（関西支社）、電気通信課（筑後川局）廃止、設備課設置（関西支社・筑後川局）</p> <p>6) 総合振込による支払いを本社集中、一括実施。自動振替導入</p> <p>・同左</p>			
<p>(3) 事務的経費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務的経費（人件費（退職手当を除く。）を含み、本社移転経費を除く。）13 % 節減 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的、効率的な組織整備による機動的な組織運営や業務運営全体を通じた情報化・電子化等の業務改善による効率的な業務運営を図り、事務的経費節減 	2	<p>全事務所においてアクションプログラムを作成して事務的経費の節減に取り組んだ結果、平成 15 年度予算（公団及び機構）では 14 年度予算に比べ約 2.4 % の縮減が図られている。</p>	
<p>(4) 事業費の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 10 % 縮減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単価見直し、事業評価方法改善を通じ効率化推進 ・栗原川ダム調査所廃止（平成 15 年 10 月 1 日） 	2	<p>平成 15 年度予算は、平成 14 年度予算に比べ 0.6 % 増（思川開発事業における民間資金活用分を除くと約 2.7 % 減）となったが、平成 15 年度に策定された「水資源機構コスト構造改革プログラム」等により、効率的な事業執行が図られている。</p>	
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>				
<p>(1) 計画的で的確な事業の実施</p> <p>新築事業 改築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表 1 「ダム等事業」 9 施設の 		2	<p>事業用地取得(達成度 188%)、付替道路施工(同 100%)、ダム本体打設(同</p>	

<p>計画的で的確な事業執行</p> <p>1)事業の完了 滝沢ダム(平成19年度) 徳山ダム(平成19年度)</p> <p>2)計画事業量 事業用地取得 3 km² 付替道路施工延長 15 km ダム本体打設(盛立)量 1,125 万 m³</p> <p>3)償還完了 浦山ダム(平成18年度) 日吉ダム(平成18年度)</p>	<p>1)事業の完了に向け進捗 滝沢ダム(平成19年度) 徳山ダム(平成19年度)</p> <p>2)計画事業量 事業用地取得 0.8 km² 付替道路施工延長 3 km ダム本体打設(盛立)量 223 万 m³</p> <p>3)償還 浦山ダム 日吉ダム</p>		<p>107%)についてはそれぞれ計画値以上の実績をあげている。 なお、浦山ダム、日吉ダムについては中期計画に従い償還が実施された。また、戸倉ダムについては国土交通省の事業中止決定を受け事業が中止された。</p>	
<p>・別表2「用水路等事業」6施設の計画的で的確な事業執行</p> <p>1)事業の完了 房総導水路(平成16年度) 愛知用水二期(平成18年度)</p> <p>2)計画事業量 水路工事(改築)延長 96 km 施設(ポンプ)改築 37 台 堆砂土砂撤去量 190 万 m³ 調整池本体盛立量 60 万 m³</p> <p>3)1施設の改築を検討</p>	<p>1)事業の完了に向け進捗 房総導水路(平成16年度) 愛知用水二期(平成18年度)</p> <p>2)計画事業量 水路工事(改築)延長 13 km 施設(ポンプ)改築 13 台 堆砂土砂撤去量 15 万 m³</p> <p>3)1施設の改築を検討</p>	2	<p>水路改築工事(達成度108%)、施設(ポンプ)改築(同100%)、堆砂土砂撤去(同100%)についてはそれぞれ計画値以上の実績をあげている。 また、1施設の改築事業化に向けた利水者等との調整を実施している。</p>	
<p>付帯業務及び委託発電業務 ・、の付帯業務、委託発電業務の的確な実施</p>	<p>・同左</p>	2	<p>16件を関係県・国等から受託して実施するとともに、発電に係る事業(滝沢ダム、徳山ダム、川上ダム)を実施している。</p>	
<p>(2)的確な施設の管理 施設管理規程に基づいた的確な管理等 ・安定的な水供給 ・渇水時の対応 ・独立行政法人水資源機構法(以下「機構法」)第12条第1項第2号八に規定する施設を受託した場合の的確な管理</p>	<p>・同左 ・同左 ・同左</p>	2	<p>施設管理規程に基づき的確な施設管理に努め、安定的な水供給に努めている。また、池田ダム・愛知用水で操作ミス等により異常動作が発生したが、速やかに障害を取り除くとともに、再発防止に努めている。また、渇水時にも関係機関等との調整等により大きな影響を回避している。</p>	<p>施設管理の目標の基本は、「中期目標」にもあるように「安定的な水供給」であることから、このことが達成できたかどうか、定量的に実績を把握し評価する手法について十分に検討する必要がある。本項目についての自己評価は「障害の発生」を基に、全体業務に対</p>

<p>1) ・水質保全等の取組み ・水質情報の把握、水質異常時の 利害者・関係機関との連絡調 整、水質改善の検討及び対策</p> <p>2) ・水質事故時に利害者、河川管理 者、関係機関等と連絡・調整、 的確な施設操作、影響の軽減</p> <p>3) ・特定施設の的確な洪水調節操 作、洪水被害の防止・軽減</p> <p>4) ・附帯業務、委託発電業務の的確 な実施</p> <p>5) ・環境の保全に配慮したダム管理 のあり方の調査検討、環境への 負荷の低減</p> <p>6) ・水源地域と下流受益地の相互理 解促進 ・施設周辺地域との積極的なコミ ュニケーション</p> <p>管理所施設等の耐震化 ・管理所施設等の耐震化計画策定 ・耐震性能を高めた施設等の割合 向上（25％ 70％）</p> <p>説明施設等のバリアフリー化</p>	<p>・全管理所で日常的に水質情報を 把握 ・水質異常時の関係者との連絡・ 調整 ・水質改善の検討 ・必要に応じて対策設備の運用、 見直し</p> <p>・同左 ・オイルマット等の資材備蓄</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・同左 ・耐震性能を高めた施設等の割合 向上（25％（14施設／全57 施設） 35％（20施設／全57 施設））</p>	<p>水質保全については、20施設57件で のアオコ、淡水赤潮等の水質異常に対し 対策を講じたほか、富栄養化研究会の開 催等に積極的に取り組んでいる。</p> <p>また、水質事故時の対応、洪水調整等 に適切に取り組む、さらに施設の耐震化、 バリアフリー化、水管理情報の発信等に の確に取り組んでいる。</p>	<p>して極めて限られた問題事象・影 響を重要視して行われており、そ の姿勢は評価できるものである。</p> <p>事故に関しては皆無であること がベストであることは言うまでも ないが、事故後の早急な対応によ って、無事に供給が継続できたとい うことも評価に値するものであ る。このような大きな事故を引き 起こさないリスク管理は重要であ る。</p> <p>水質について、維持管理上の努 力によって良質な水が供給できた とするならば、この点についても 今後評価に加えていく必要がある。</p> <p>水質異常時の対応については、 事件対応型ではなく、根本的な対 策をとるべきである。</p> <p>バリアフリー化について、目標 どおり達成されれば高く評価した い。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ・既存の説明ホールや資料館等の説明施設のバリアフリー化計画策定 ・バリアフリー化率向上（83% 100%） <p>水管理情報の発信</p> <p>1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20ダムの水管理情報（流入量、放流量、水位等）をホームページを通じて毎日発信 <p>2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全管理所で日常的に水質情報把握 ・「水質年報（仮称）」を平成15年度分から作成、公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・バリアフリー化率向上（83%（19施設/全23施設）87%（20施設/全23施設）） ・6ダム（全20ダムの30%）で毎日、ホームページを通じた水管理情報（流入量、放流量、水位等）の発信開始 ・同左 ・「水質年報（仮称）」作成に必要なデータ等の整理・検討 			
<p>(3)災害復旧工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害被害発生時の迅速な災害復旧工事 ・附帯する事業の的確な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	-	平成15年度は該当なし。	
<p>(4)総合的なコストの縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15%の総合コスト縮減（14年度 19年度） ・「水資源機構コスト構造改革プログラム（仮称）」策定、各事業でコスト縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	3	<p>平成15年12月に「水資源機構コスト構造プログラム」を策定、ホームページで公表している。</p> <p>さらに、国や他の独立行政法人等に先駆けて新契約制度（技術提案付価格合意方式）を導入しており、直接的な縮減で10.4%を達成するなど、特に優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(5)環境保全への配慮</p> <p>自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域及び周辺の適切な自然環境調査及び環境影響予測・評価、環境保全措置 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査、効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・7事業の事業実施区域及び周辺の適切な自然環境調査及び環境影響予測・評価、環境保全措置 ・同左 	2	<p>新築等の7事業（滝沢ダム、徳山ダム、川上ダム、丹生ダム、大山ダム、愛知用水、香川用水）について自然環境調査及び環境影響予測、評価を実施しているほか、管理業務の7事業所（浦山ダム、利根大堰、利根川河口堰、長良川河口堰、</p>	<p>環境保全への配慮については、依然として不十分との声に対する説得的な説明を十分に行う必要がある。</p> <p>生態学的に迷惑をかけないダム</p>

- ・必要に応じ外部専門家等から構成される委員会等設置
- ・面的な地形改変を伴うダム工事の際に、現況把握、改善対策、環境保全協議会設置、工事毎の環境保全管理担当者配置
- ・環境ハンドブック等作成、関係者に配布、周知。
- ・管理業務における自然環境調査、環境保全措置、モニタリング調査

環境学習会の実施

- ・全事業所において環境学習会開催、又は参加するよう拡大
- ・延べ 200 名以上の職員の外部・専門研修受講
- ・延べ 1,000 名以上の職員の一般研修実施

環境情報の発信

- ・「環境レポート（仮称）」及び「水質年報（仮称）」作成、公表
- ・「環境レポート（仮称）」の公表に際しては、種の保護等に配慮（一部再掲）

建設副産物等のリサイクル

- ・建設副産物の発生抑制、リサイクル
- ・平成 17 年度までの目標値〔再資源化率〕

アスファルト・コンクリート塊	98 %
コンクリート塊	96 %
建設発生木材	60 %
- 〔再資源化・縮減率〕

建設発生木材	90 %
建設汚泥	60 %
建設混合廃棄物	
H12 に対し 25 % 削減	

- ・同左
- ・1 事業所で環境保全協議会設置、工事毎に環境保全管理担当者配置
- ・環境ハンドブック等作成に向けたデータ整理等
- ・自然環境調査を 7 事業所において実施

- ・10 事業所が環境学習会開催、又は参加するよう拡大
- ・延べ 45 名以上の職員の外部・専門研修受講
- ・延べ 200 名以上の職員の一般研修実施

- ・「環境レポート（仮称）」及び「水質年報（仮称）」作成に必要なデータ等の整理・検討（一部再掲）

- ・請負者からの再生資源利用計画の実施報告の徹底
- ・平成 15 年度の目標値〔再資源化率〕

アスファルト・コンクリート塊	98 %
コンクリート塊	96 %
建設発生木材	60 %
- 〔再資源化・縮減率〕

建設発生木材	90 %
建設汚泥	60 %
建設混合廃棄物	
H12 に対し 25 % 削減	

比奈知ダム、一庫ダム、筑後大堰）で自然環境調査等を実施している。また、環境学習会の実施、環境情報の発信、建設副産物等のリサイクル、環境物品等の調達等も計画通りまたは計画値を上回る実績を上げている等、環境保全への配慮が行われているものと認められる。

管理とは何なのか勉強が必要である。

<p>建設廃棄物全体 88 % 〔有効利用率〕 建設発生土 80 % 注) 機構全国平均値 平成18年度以降は別途検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流木のリサイクルに取り組むダム施設数拡大(18ダム 25ダム(流木が流入する全ダム数)) <p>環境物品等の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき環境物品等調達 ・特定調達品目については「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準を満たしたものの(特定調達物品等)を100%調達(公共工事については同基本方針の目標に基づき、的確に調達) <p>環境保全に配慮したダム管理のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民アンケート等を含め環境保全に配慮したダム管理のあり方について調査検討 	<p>建設廃棄物全体 88 % 〔有効利用率〕 建設発生土 80 % 注) 機構全国平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在未実施の7施設について、流木リサイクルの取組に関する課題の整理・検討、1施設については試行実施 ・同左 ・同左 <p>・アンケート調査についての検討</p>			
<p>(6)危機管理 危機的状況への的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害、危機的状況発生時の迅速な情報収集・伝達、施設の安全確保、水の安定供給、被災者への対応のための適切な措置 <p>日頃からの訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害、危機的状況を想定した訓練(年1回以上)、非常時参集訓練(不定時)、設備操作訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 <p>(公団時に訓練実施済み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時参集訓練(不定時)、設備操作訓練等 	2	<p>関係機関を含めた情報伝達網の整備、施設間の水融通の可能性等の代替水源指定の検討、不定時の非常参集訓練、設備マニュアルの整備、テロ対策の強化等を実施している。</p>	

<p>施設の安全点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般の人が利用する全ての施設で安全性の点検を毎月実施 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 			
<p>(7)工事及び施設管理の委託に基づく業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構法第12条第2項の規定に基づく受託業務では、機構の持つノウハウや技術等を積極的に活用し、適切に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	2	<p>12件の調査、設計等を受託し、適切な実施を図っている。</p>	
<p>(8)関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴う費用負担割合決定における費用負担者に対する情報提供、関係機関との円滑な調整 利水者に対し個別事業の年間計画策定時等に説明会（年1回以上） ダム等施設管理業務では、下流近隣市町村等を対象にダム放流時の連絡、手続等について説明会（年1回以上） 用水路等施設管理業務では、管理運営に関する重要事項の審議等を行うため協議会等開催（年1回以上） 積極的な連携、適切な役割分担を図るための関係機関等への情 	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理規程の変更に伴う費用負担割合変更における費用負担者に対する情報提供、関係機関との円滑な調整 （公団時に実施済み） （公団時に実施済み） （公団時に実施済み） 同左 	1	<p>機構移行後速やかに利水者を対象に機構の制度、概要、負担金制度、中期計画等の説明会を実施したほか、利根中央用水事業、琵琶湖開発施設、正蓮寺川利水施設、淀川大堰の各施設について、用途間転用等に関する施設管理規程の変更について関係機関との円滑な調整を行い、水資源の有効利用が図られている。</p> <p>また、徳山ダム及び滝沢ダムの事業費変更に関して費用負担者、関係機関等との調整を行った。しかし、徳山ダムの事業費増については、利水者から説明不足等の不満を寄せられている。</p> <p>このほか、各管理所において関係機関との打ち合わせを行って危機的状況時の協力関係の構築を図っている。</p>	<p>機構の基本経営理念である「安全で良質な水を安定して安く提供」することを実現していくためにも、利水者との信頼関係の構築が極めて重要であることは、中期計画等に記されている通りである。</p> <p>このことの意味は、機構の側に「利水者サービス課を設置する」、「ホームページを充実する」、あるいは各般にわたる情報提供を充実するといった、機構の側の体制作りのみで評価されるのではなく、その結果として従前にはない双方向の交流の実態が業務の中にどのように生まれてきたのかという事も、評価の大きな要素になる。</p> <p>特に「水質保全の取り組み」や「水管理情報の発信」等は、保全事業そのもののあり方・情報の共有化のレベルで、利水者の意向がどの程度反映されたかが重要視されるべきである。</p> <p>「利水者ニーズを反映した業務の遂行」の具現化に、評価の視点を大きくする必要はある。</p>

<p>報提供、危機的状況時における協力関係等を構築するための打合せ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途間転用等水資源の利用の合理化における関係機関との円滑な調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 			
<p>(9)説明責任の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適時的確な情報提供、業務の効果を客観的に分かりやすく説明する方法について調査検討 ・広報・情報公開機能強化 <p>水管理情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20ダムで水管理情報（流入量、放流量、水位等）をホームページを通じて毎日発信（再掲） <p>財務内容の公開</p> <p>1)国民への財務内容の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等をホームページに掲載 ・財務諸表等の閲覧環境整備 ・事業種別等で整理したセグメント情報を積極的に公表 <p>2)機関投資家への財務内容の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関投資家への事業報告書（インベスターズ・ガイド）をホームページに掲載、業務運営の透明性確保 <p>ホームページの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・及びの情報発信、本社ホームページの英語版作成 ・5日以内に更新が可能な環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・情報公開担当調査役設置 ・同左 ・6ダム（全20ダムの30%）で毎日、ホームページを通じた水管理情報（流入量、放流量、水位等）の発信開始（再掲） ・同左 ・閲覧場所等の情報を発信 ・セグメント情報を平成15年度機構分決算から作成・公表 ・平成14年度決算を織り込んだ事業報告書（インベスターズ・ガイド）や業務概要等を内容とする説明資料作成、機関投資家への決算等説明会開催、ホームページ掲載 ・機構移行に併せてホームページリニューアル ・同左 	<p>2</p>	<p>情報公開担当調査役の設置、水に関する知識や機構事業のTVによる情報提供、ホームページでの水管理情報の提供、機関投資家への財務内容の説明会、ホームページのリニューアル、広報誌「水とともに」の誌面リニューアル、40年史の発刊、プロモーションビデオの作成等、説明責任の向上のため様々な取組を行っている。</p>	<p>テレビを通じての情報提供や、技術研究発表会への関係利水者の参加、また自主的な活動として取り組まれた水道研究会の実施等は、大きな評価を受けるべきものと考ええるが、活動の場が、利根・荒川水系である関東中心になっているので、今後これらの活動の他の水系地域への展開も図るべきである。</p> <p>「説明責任の向上」については、かなりの改善が見られるが、とりわけ水資源の最終需要者である国民への説明責任については重視すべきである。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等掲載 ・中期目標期末での年間アクセス件数 16 万件以上 <p>パンフレット等の作成・更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗等必要に応じパンフレット更新・作成 ・広報誌の内容充実、設置依頼箇所 10 % 増加 <p>「水の日」及び「水の週間」への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水の日」「水の週間」の来場者数を毎年度 4 万人以上 <p>広報活動の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテスト等実施（毎年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・平成 15 年度のアクセス件数 22 万件以上 ・同左 ・機構発足に併せて広報誌の全面リニューアル、設置依頼箇所 2 % 増加 <p>（公団時に実施済み）</p> <p>（公団時に実施済み）</p>			
<p>(10)事業関連地域との連携促進</p> <p>地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全事務所において、地域代表者との意見交換等により地域ニーズを把握した上で、地域環境との調和や自然環境へ配慮した施設整備・施設管理の取組み ・特に、用水路等事業においては、水路周辺の地域環境との調和等に配慮した水路づくり <p>地域交流の実施とコミュニケーションの増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流推進 ・施設周辺地域との積極的なコミュニケーション、全事務所にお 	<ul style="list-style-type: none"> ・全事務所において、地域代表者との意見交換等により地域ニーズを把握 ・3 事業（房総導水路建設事業、愛知用水二期事業及び香川用水施設緊急改築事業）において、水路周辺の地域環境との調和等に配慮した水路づくり ・同左 ・同左 	2	<p>全事務所で実施した地域代表者との意見交換等で地域のニーズを把握し、下久保ダム天然記念物「三波石峡」復元の試験的取組、三重用水の調整池周辺環境整備など、可能なものから実施に取り組んでいる。また、全事務所において施設周辺地域とのコミュニケーションや上下流交流を行った。さらに、5 ダムの水源地域ビジョンの策定、荒川水源の森づくり（浦山ダム）、ダム湖湖面会議（日吉ダム）等を推進している。なお、生活再建支援については、徳山ダム集団移転地の地盤沈下問題で地盤沈下対策部外の住民から十分な理解が得られなかったとの反省はあるものの、思川開発建設事業では生活相談員を常駐し、集団移転地を分譲するなどの取組を行っている。</p>	

<p>ける施設周辺地域とのコミュニケーション機会又は参加（年1回以上）</p> <p>生活再建対策の実施と地域振興への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者の生活再建対策、地方公共団体等が実施する地域振興への協力 	<p>・同左</p>			
<p>(11)技術力の維持・向上 新技術への取組み</p> <p>1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な新技術活用、「技術5カ年計画（仮称）」作成 「技術5カ年計画（仮称）」に基づき、技術開発・普及、技術力の維持・向上 <p>2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「技術研究発表会」実施（毎年度） 発明・発見事案の特許取得推進 <p>蓄積された技術の整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築、改築、管理及び環境等に関する6指針23編の指針等の作成、更新 知識活用（ナレッジ）システムの問い合わせ機能等の対象者拡大（再掲）により、蓄積された技術等の活用 <p>技術力の提供</p> <p>1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「技術研究発表会」の優秀論文等を学会、専門誌等に発表（毎年度50題以上） <p>2)</p>	<p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・4指針14編の指針等の作成、更新</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p>	<p>2</p>	<p>新技術への取組として「水資源機構技術5カ年計画」を策定したほか、関係利水者の出席を得て技術研究発表会を実施、新技術（拡径式鋼管継手）の特許申請、計画(50題)を上回る81題の論文を発表するなどの取組を実施している。また、国際協力の観点から、NARBO（アジア河川流域機関ネットワーク）の設立に当たり、事務局として設立準備、加盟した43関係機関等との調整を実施している。</p> <p>また、計画を上回る技術指針をまとめるなど蓄積された技術の整備に取り組んでいる。</p>	<p>研究所（技術研究研修センター）の役割が不明確である。</p> <p>数値目標が中心になるのは理解できるが、蓄積された技術、学会等への論文発表など質的な側面の評価が重要なものについての評価システムも検討を要する。</p> <p>「技術研究発表会」における優秀な論文等を発表することになっているが、ここでいう「優秀」をどのように考えるのかの基準を明確にする必要がある。</p> <p>NARBOの設立については、まだ成果がない。また、NARBOの役割に「アジア各国へ還元」とあるが、経費、人員等の体制が不明確である。国際学会ではないので方向性、戦略を示すべきである。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関を対象とする研修等を通じた機構の技術公開 国際協力の推進 ・開発途上国の水資源の開発や管理を行う機関への技術情報・知識の提供・共有、技術者の能力養成に係る協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・「アジア河川流域機関ネットワーク」設立に向けた調整・準備、平成15年度中設立 			
<p>3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算（人件費の見積りを含む） [人件費の見積り] 中期目標期間中総額 70,870 百万円支出</p> <p>(2) 収支計画</p> <p>(3) 資金計画</p>	<p>[人件費の見積り] 当該年度計画期間中総額 8,266 百万円支出</p>	2	計画に従い適正に執行されている。	
<p>4. 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は単年度 300 億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	2	計画に従い適正に執行されている。	
<p>5. 重要な財産の処分等に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	-	平成15年度は該当なし。	
<p>6. 剰余金の使途</p> <p>(1) 一般積立金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割賦負担金に対応する長期借入金等の金利変動等に備えるための積立金 <p>(2) その他積立金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・なし 	-	平成15年度は該当なし。	

7. その他業務運営に関する重要事項				
(1)施設・設備に関する計画				
・なし	・なし	-	平成15年度は該当なし。	
(2)人事に関する計画				
人事配置の再編	・同左	2	荒川ダム総合事業所(滝沢ダム)、徳山ダム、豊川用水総合事業部(豊川用水二期)等、最盛期を迎える事業へ重点的な人員配置を行っている。また、計画に従い定員削減を実施している。	
・最盛期を迎える事業への重点的な人員配置	・同左			
・経営企画・環境・広報等の多角的な対応が求められる業務における事務系・技術系職員一体の人事配置				
定員の削減	・当該年度計画期末における定員			
・特殊法人時の最終年度(平成14年度)期首における定員	1,894人	1,837人(57人)		
・中期目標期間の最終年度(平成19年度)期末における定員	1,579人(315人)			
(3)積立金の使途				
一般積立金	・同左	2	計画に従い適切に実施されている。	
・一般勘定では、割賦負担金に対応する長期借入金等の金利変動等に備えるための積立金	・同左			
・愛知用水事業特別勘定及び豊川用水事業特別勘定では、発生する利息を管理業務費へ充当するための原資としての積立金				
目的積立金				
・機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務	1)退職給付引当金負担軽減積立金 2)施設整備積立金 3)経営戦略強化積立金 [参考] 上記積立金に710百万円、75百万円、40百万円を予定			

<p>(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項 利水者負担金に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払い方式の活用を希望する利水者の要請には基本的に応じる ・前払い方式と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の適切な判断に資する <p>中期目標期間を越える債務負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・なし 	<p>2</p>	<p>機構移行後速やかに、利水者に対して機構制度や負担金に対する説明会を開催している。また、前払い方式については、1事業において1利水者増となった。</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------	----------	--------------------------------------------------------------------------------	--

<記入要領> ・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

- 3点：中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。
- 2点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- 1点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
- 0点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められず、業務改善が必要である。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
				各項目の合計点数 = 43 項目数 (21) × 2 = 42 下記公式 = 102%

- <記入要領>
- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に を記入する。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が130%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が100%以上130%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が70%未満である場合には、「要努力」とする。
 - ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

自主改善努力評価

評定	評定理由
相当程度の実践的努力が認められる	事業費縮減については、新契約制度の試行導入、施設操作の見直し等による契約電力の低減といった新たな取り組みを積極的に進める姿勢は、大いに評価できる。また、車座フリーターキングを通じた意識改革、利水者アンケート調査の実施、学会活動や水資源の啓発活動等への貢献、各種ボランティアへの参加、ISO14001認証取得の取り組み、労働安全衛生の取り組み、水道に関する研究会、既存水路施設における小水力発電に関する調査研究など、様々な自主改善努力に取り組んでおり、相当程度の実践的努力が認められる。

- <記入要領>
- ・自主改善努力が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、評定欄に「相当程度の実践的努力が認められる」と記入し、認められない場合には「-」と記入する。いずれの場合においても、その右の「評定理由」欄に、取り組みの事例を含め、その理由を記入する。

業務全般に関する意見

評価方法全般に関する意見、今回の評価に関する意見、その他今後の業務に関する各種の意見が、以下のとおり各委員よりあった。

(評価方法全般に関する意見)

- ・本年度評価において、徳山ダム的大幅な事業費増大にかかわらず、他項目との単純合計によって総合評価を「優良」とすることは、評価そのものの信頼性を損なうことにつながるものが危惧される。このため、今後、評価項目の妥当性、ウェイト付けが必要である。例えば、経営に重大な影響を与える評価項目をいくつか選んで、他の項目と区別する方法や、業務の中心である「2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の項目については加重評価とする方法がある。
- ・ダムの当初事業予算が実際に必要な金額と大きく違って、150%から250%の予算比になっているケースがあり、民間であれば倒産するだろう。
- ・評価項目の中で、ポジティブな面での評価項目についても、今後検討が必要である。例えば、日夜絶えることなく供給し続けている何百万トンにも及び水量により、社会・経済的どの程度の便益がもたらされているのかといった評価も考えられる。
また、水資源の開発・維持管理には、超長期的に評価すべき面もあり、中期目標のみの評価では不足であり、場合によっては、50年、100年先まで視野に入れた判断も必要である。特に将来の施設更新等を検討する際には目先で判断すべきではない。
- ・平成15年は洪水、湧水が少なく、体制の改善や工事の実施に力が向けられた。異常時にも過剰な労働もなしに、安定した水供給を可能としなければならない。この改善努力では、人員、経費の効率化が計られているが、平常時においても、異常時を考慮した冗長な体制の評価が必要である。そうした異常年を含んだ評価手順について検討すべきである。
- ・何事務所のうち、いくつが何を何%やったから、というのは、それだけでは数値目標にしにくい。特に環境保全への配慮について、質を評価する手法を検討すべきである。
- ・トータルとしての世間の目は、細目の評価の合計と少し違っているかもしれない。

(今回の評価に関する意見)

- ・徳山ダムでの問題点を真摯に反省して、自己評価において低い評価点を与えていることは評価できる。

(その他今後の業務に関する意見)

- ・これからは、地下水に目を向け、質の高い水の供給を行うべきである。
- ・戸倉ダムの事業中止に引き続き、今後も利水事業への需要変化等に対応して、需要者のダム建設への見直しが起こりえることから、国民負担の増大を最小限にするための迅速な対応が必要である。
- ・個々の取組を行う場合は、その具体的な目標や中期計画の達成に向け特に留意すべきポイントを明確にしたうえで、取組の成果についてモニタリング等で検証を行い、その結果を次の取組に反映させていくことが重要である。
- ・「車座フリートーキング」については、出された意見が以後、組織的にどの様に扱われているか、取り入れるべき意見か否かという点についても、機構内で情報共有が図られた上で決定されるなど、適正に取組うべきであり、フォローアップが確保される制度設計とすべきである。例えば、それらを実施する責任のある管理責任者(中間管理職を含む)を当該管理責任者の管轄下にある職員が何らかの評価を行うことも選択肢の一つである。
- ・事業費縮減の取組については、今後運用の過程での経験を生かしての改善や長期的な展開方向について、継続して検討し、その成果が広く共用できるよう努力すべきである。
- ・環境保全への取り組みについては、機構全体としての事業計画に対する「戦略的環境アセスメント」をなるべく早い段階で実施すべきである。
- ・利水者と言った場合、国民一人一人がその陰に薄れがちである。

<記入要領> ・業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、本欄には、総合的な評価について必要な場合に付される意見を記入する。(業務運営評価、自主改善努力評価及び本意見をもって総合的な評価とする。)